

## 社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会 事務所施設利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域住民等が社会福祉法人八峰町社会福祉協議会事務所内の施設を利用する場合について必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用できる施設及び日時)

第2条 利用できる施設は、会議室、小会議室、ミーティングルーム、多目的ルーム、多目的ホール、調理室とする。

2 利用できる日時は、八峰町社会福祉協議会が通常営業している日時とする。ただし、それ以外の日時に特別利用を希望する場合は、事前に会長の承認を得るものとする。

3 当会の事業実施や管理・修繕等により当該施設を使用する予定がある場合は、利用することができないものとする。

### (利用者の要件)

第3条 施設を利用できる者は、下記のいずれかの者とする。

- (1) 高齢者、障がい者等の当事者及び介護者及び団体
- (2) ボランティア活動団体
- (3) 社会福祉活動団体
- (4) 行政関係団体
- (5) その他会長が認めた者

### (利用申込の手続)

第4条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、施設利用申込書(様式第1号)を会長へ提出し承認を受けなければならない。

2 前項の施設利用申込書は、利用しようとする日の3か月前より申し込むことができる。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

3 会長が施設利用を認めるときは、施設利用許可書(様式第2号)を申込者に交付する。

### (利用報告)

第5条 利用者は、施設を利用したときには、施設利用報告書(様式第3号)を会長へ提出し利用の報告を行わなければならない。

### (目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第6条 利用者は、施設を許可目的以外の目的に利用、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

### (損害賠償の義務)

第7条 利用者は、施設の設備を損傷し、又は滅失した場合には、その損害の弁償をしなければならない。ただし、会長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。